

後期高齢者医療保険料のモデルケース(令和4年度)
単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入額	78万円	153万円	168万円	196.5万円	220万円	250万円
①所得金額	0円	43万円	58万円	86.5万円	110万円	140万円
②賦課のもととなる所得金額 (①-43万円)	0円	0円	15万円	43.5万円	67万円	97万円
③所得割額 (②×9.49%)	0円	0円	7,117円 (5割軽減)	41,281円	63,583円	92,053円
④均等割額(46,400円)の軽減割合	7割軽減	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	なし
⑤軽減後の均等割額	13,920円	13,920円	13,920円	23,200円	37,120円	46,400円
保険料総額 (③+⑤)	13,900円	13,900円	21,000円	64,400円	100,700円	138,400円

後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合
※世帯主＝夫または妻の場合
(妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。)

年金収入額	夫	78万円	153万円	168万円	225万円	272万円	300万円
	妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
①所得金額	夫	0円	43万円	58万円	115万円	162万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②賦課のもととなる所得金額 (①-43万円)	夫	0円	0円	15万円	72万円	119万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③所得割額 (②×9.49%)	夫	0円	0円	7,117円 (5割軽減)	68,328円	112,931円	139,503円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
④均等割額(46,400円)の軽減割合		7割軽減	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	なし
⑤軽減後の均等割額	夫	13,920円	13,920円	13,920円	23,200円	37,120円	46,400円
	妻	13,920円	13,920円	13,920円	23,200円	37,120円	46,400円
保険料総額 (③+⑤)	夫	13,900円	13,900円	21,000円	91,500円	150,000円	185,900円
	妻	13,900円	13,900円	13,900円	23,200円	37,100円	46,400円
	計	27,800円	27,800円	34,900円	114,700円	187,100円	232,300円

※均等割額46,400円、所得割率9.49%で計算
※年間保険料の100円未満は切り捨て